



平成20年5月19日

各 位

会 社 名 グランディハウス株式会社
代表者名 代表取締役社長 福 田 晃
(コード番号：8999 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 齋 藤 淳 夫
(TEL. 028-650-7777)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月27日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 法令で定める監査役の員数が欠けた場合において、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとするものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が公布され、上場会社の株券は平成21年1月を目標時期として一斉に電子化される予定であります。株券電子化後の振替制度においては、端株が取扱の対象とならないことから、株券電子化に先立ち平成20年11月1日をもって端株制度を廃止するため、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りです。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月27日
定款変更の効力発生日 平成20年6月27日

以 上

別 紙

下線は変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第29条（条文省略）</p> <p>（監査役の任期）</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条～第29条（現行通り）</p> <p>（監査役の任期）</p> <p>第30条 （現行通り）</p> <p>2 （現行通り）</p> <p><u>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>第31条～第43条（条文省略）</p>	<p>第31条～第43条（現行通り）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1条～第2条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条～第2条（現行通り）</p> <p><u>第3条 前二条の定めにかかわらず、平成20年11月1日をもって、当会社の端株は、端株原簿に記載又は記録しないこととする。</u></p>
<p>第<u>3</u>条 （条文省略）</p>	<p>第<u>4</u>条 （現行通り）</p>